

令和8年5月8日

第35回水俣市農業委員会

第35回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和8年5月8日
 - 開会 9時30分
 - 閉会 10時03分
- 3 出席委員
 - 農業委員 12名
 - 1番 坂本 隆司 君
 - 2番 竹下 正治 君
 - 3番 中村 清治 君
 - 4番 金田一充章 君
 - 6番 寒川 勝 君
 - 7番 山内 英明 君
 - 9番 戸次 治夫 君
 - 10番 稲田 祐市 君
 - 11番 廣島 康雄 君
 - 12番 前田 仁 君
 - 13番 山下 隆敏 君
 - 14番 鬼塚 浩三 君
 - 推進委員 14名
 - 15番 宮森 功房 君
 - 16番 蒔元 政廣 君
 - 17番 竹本 義幸 君
 - 18番 嶋田 一成 君
 - 19番 岡本 成道 君
 - 20番 中村 幸充 君
 - 21番 鐘ヶ江鼓子 君
 - 22番 池田 郁雄 君
 - 23番 松本 公昭 君
 - 24番 森下 義孝 君
 - 25番 坂口 新一 君
 - 26番 山口 初憲 君
 - 27番 古里 君廣 君
 - 28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員
 - 農業委員 2名
 - 5番 洲上 正嗣 君
 - 推進委員 0名
 - 8番 西本 和代 君
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選出
 - 第2 議題106号 農地法第3条の許可申請について
 - 議題107号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 6 農業委員会事務局
 - 局長 緒方 卓也
 - 次長 遠山 悦史
 - 主任 竹下 侑志
 - 主任 洲上 静（欠席）

議 長 (坂本隆司君)	只今より、第35回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、12名です。 欠席者は、5番、淵上委員、8番、西本委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、6番、寒川委員、7番、山内委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、14名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、6番、寒川委員にお願いします。
6番委員 (寒川勝君)	農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
議 長	続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局 (遠山悦史君)	報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項（1）合意解約について、でございます。 議案書は、1ページから3ページになります。 2件でございます。 貸人、借人、土地の所在等は、記載のとおりです。 解約の理由につきましては、1番が、借人の姪が就農することになり、引き渡しすることになったため。 2番は、当該地を貸人・借人間で譲渡することになったため、合意解約するものでございます。 場所につきましては、2ページ、3ページをご覧ください。 次に、報告事項（2）農用地利用集積等促進計画の認可について、でございます。 議案書は、4ページから6ページになります。 新規が2件でございます。 令和8年3月10日の第33回農業委員会会議で、熊本県農業公社から転借人への農用地利用集積等促進計画（案）について、御審議いただき、農業公社へ計画作成を要請した農地になります。 議案書記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和8年3月24日付けで、熊本県知事が認可いたしました。 場所は、5ページ、6ページをご覧ください。

	以上で、報告事項を終わります。
議 長	ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第106号、農地法第3条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の、説明をお願いします。
13番委員 (山下隆敏君)	はい、議長。
議 長	はい、13番、山下委員をお願いします。
13番委員	議第106号、農地法第3条の許可申請について、1番の説明をいたします。 8ページです。 譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書1番に記載のとおりです。 2筆で、合計1,243㎡です。 地目は、台帳現況共に田となっています。 譲受人は、現在農業が主で、年間250日以上 of 農業従事をされています。 トラクター、草刈機、コンバイン等を持っておられますが、この土地は、鳥獣被害と用水路が断たれていますので、水田には適さないということで、2筆とも野菜を作られる予定です。 贈与による所有権移転です。 申請地は、9ページをご覧ください。 4月30日に、担当行政書士と森下推進委員、事務局、譲受人と私で現地調査を行いました。 周辺の農業上の効率且つ、総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。 従いまして、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしていますので、御審議の程よろしくをお願いします。
議 長	2番は、私が担当ですので私から説明します。
1番委員 (坂本隆司君)	農地法第3条の許可申請2番について説明をいたします。 譲渡人、譲渡人、土地の所在は、記載のとおりです。 地目、台帳現況共に畑です。 面積は720㎡。 譲受人の状況としましては、兼業です。 利用目的は、果樹が主です。 申請地は、10ページをご覧ください。 30日に、行政書士と事務局、農業委員の4名で現地調査を行いました。

	この土地は、譲渡人の夫が亡くなられた後、譲受人が引き受けておられましたが、下限面積に問題があり、仮登記だけされていて、今は下限面積が無くなりましたので、そのまま本登記することになりました。 現在、確認をしたところ、栽培され、きれいに整備されています。譲受人の自宅の上で、便利で管理も良くされています。 依って、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしていますので、御審議の程よろしくをお願いします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第106号、農地法第3条の許可申請について、は許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第106号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第107号、農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。 関係委員の、説明をお願いします。
6 番委員	はい、議長。
議 長	はい、6番、寒川委員をお願いします。
6 番委員	議第107号、農用地利用集積等促進計画の1番を説明します。 12ページです。 熊本県農業公社を転貸人としています。 貸人、転借人、土地の所在は、議案書1番に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田で、面積は1,831㎡の一部、821㎡となっています。 始期終期は、令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年間となっています。 利用目的は水稻で、利用権の種類は、賃借権となります。

	借賃は、玄米60kgとなっています。 所在地は、14ページをご覧ください。 転借人は、農業従事日数も150日、経営面積は自作が、5,461㎡で、主に水稻を作っておられます。 この農地は、今までも借りて耕作をされましたが、6月30日で期限が切れるということで、新たに5年間期限を設けて、借りられるということです。 依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	新規の2番、3番、5番は、私が担当ですので、私から説明します。
1 番委員	農用地利用集積等促進計画の2番の説明をします。 貸人、転貸人、転借人、土地の所在は、議案書の記載のとおりです。 地目、台帳現況共に畑です。 面積は、1,789㎡。 始期終期は、令和8年7月1日から令和18年6月30日、期間は10年です。 利用目的は、玉葱。 借賃は無償、利用権の種類は、使用貸借権です。 転借人としましては、自作地1,211㎡。 借入地31,806㎡と規模を拡大されています。 この土地は、利用権をされていましたが、今回、公社取り扱いの手続き上、変わってきましたので新規になっていますけど、実際は継続です。 頑張っておられますので、よろしくお願いいたします。 場所は、15ページ。 次に、3番を説明します。 貸人、転貸人、転借人、土地の所在は、議案書の記載のとおりです。 地目、台帳現況共に畑です。 面積は、796㎡。 始期終期は、令和8年7月1日から令和13年6月30日まで。期間5年。 利用目的は、そら豆です。 借賃は無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。 これも転借人は同じです。 場所は、16ページをご覧ください。 この土地は、私の前の会長が、玉葱を作っておられたんですが、3年くらい前から放棄地になり、道まで草が生えて苦情が出ていたので、連絡をして利用権をして借りてくれないかということで、転借人が隣も借りていますので、ここを全部そら豆の畑にしたい

	ということで、今回、申請をされました。 頑張ってもらいたいと思っていますので、よろしくお願いします。 続きまして、5番を説明します。 貸人、転貸人、転借人、土地の所在は、議案書の記載のとおりです。 地目、台帳現況共に畑です。 面積は、294㎡。 始期終期は、令和8年7月1日から令和18年6月30日までの期間10年。 利用目的は、野菜。 貸賃は無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。 転借人は、先程16ページで説明しました、この先の所で玉葱を栽培されています。 去年まで、住所は市外にありましたが、今回実家のほうに住所も移して、玉葱を頑張っておられます。 申請地は、19ページをご覧ください。 綺麗に管理されていますので、何ら問題ないと思っています。 依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件は満たしていると考えますので、御審議の程、よろしくお願いします。
2番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議 長	はい、2番、竹下委員にお願いします。
	議第107号、農用地利用集積等促進計画（案）4番についてご説明いたします。 貸人、転貸人、転借人、土地の所在は、議案書の記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑です。 面積は、3,314㎡の内2,136㎡。 始期終期は、令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年間です。 利用目的は、果樹。 借賃は、全体で30,000円。 利用権の種類は、賃借権です。 経営面積は、自作地が12,780㎡。借入地が3,885㎡。 従事者は1人で、年間従事日数は250日となっています。 申請地は、17ページをご覧ください。 4月30日に、宮森委員と現地確認に行きました。 貸人が留守でしたので、隣の方に話を伺いましたが、高齢者で出来ないから貸したいと言っておられたそうです。 後日、本人に連絡を取り伺いましたが、貸したいということで公

	社のほうに申し出て、借人の方が５年間で借りられることになったということです。 依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程、よろしくお願いいたします。
３番委員 (中村清治君)	はい、議長。
議 長	はい、３番、中村委員にお願いします。
３番委員	議第１０７号、農用地利用集積等促進計画（案）６番について説明いたします。 議案書は、１３ページです。 熊本県農業公社を転貸人として、貸人、転借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田です。 面積は、２筆合計で１，６９５㎡です。 始期終期は、令和８年７月１日から令和１８年６月３０日までの１０年間です。 利用目的は水稻で、借賃は無償。 利用権の種類は、使用貸借権です。 転借人は会社に勤めながら、自作地、借入地に水稻を作っておられます。 農業従事者は５名で、年間１５０日以上、従事されています。 申請地は、２０ページをご覧ください。 細長く基盤整備された田でした。 ５月６日に現地確認を行いました。 既に田植えの為、田起こしがされていました。 転借人は、法面の草刈り中でした。 自宅の直ぐそばの田で、以前より水稻を作っているとのことでした。 依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程、よろしくお願いいたします。 続きまして、７番と８番の説明をいたします。 熊本県農業公社を転貸人として、貸人、転借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 ７番が、地目は、台帳現況共に田。 面積は、２筆合計で、１，２７１㎡です。 ８番が、地目は、台帳現況共に田。 面積は、１，１４７㎡。 始期終期は、３筆とも令和８年７月１日から令和１３年６月３０日までの５年間です。 利用目的は水稻で、借賃は、７番８番全体で、粳５０kgで、利用

	権の種類は、賃借権で物納です。 転借人は、水稻を7反ほど作っていきまして、更に拡大することのことでした。 農業従事者は2名で、年間150日以上、従事されています。 申請地は、20ページをご覧ください。 ここも綺麗に田起こしがされていました。 法面、農道の草刈りも、綺麗にしてありました。 依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第107号、農用地利用集積等促進計画（案）について、は承認してよろしいですか。 また、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第107号、農用地利用集積等促進計画（案）について、は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。 また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請することを決定します。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第35回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員